

社団法人 森林保険協会 役員退職金規程

昭和54年5月17日制定

平成14年5月20日改正

(総則)

第1条 社団法人 森林保険協会の役員（非常勤を除く。以下同じ。）に対する退職金については、この規程の定めるところによる。

(退職金)

第2条 役員退職金の額は、役員が退職し又は解任されたときは、その者（死亡したときはその家族）に対して、退職した日の属する月におけるその者の役員報酬規程第3条に規定する報酬月額に在任年数（年に満たない月数は、これを12で除す。）を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成14年5月20日から実施する。